

随意契約及び比較見積りを徴取しない理由書

工事名称： 一級河川 木津川 木津川左岸 4号鉄扉外補修工事

西大阪治水事務所の所管する鉄扉は、高潮及び津波発生時に閉鎖し、浸水を防
止することにより、府民の生命と財産を守る重要な役割を果たし、高潮時等に
安全で確実な動作が求められる重要な防災施設である。

本工事は、木津川左岸4号・6号鉄扉及び尻無川左岸18号鉄扉の補修を実
施するものである。

当該設備はいわゆる汎用設備ではなく、製作会社独自の技術や設計で製作さ
れている。従って、本工事を履行するにあたっては、当該設備の設計・製作に
おいて、その機能・構造に精通していることが必要な上、当該設備の詳細な設
計資料及び専門知識など特別な能力が必要であるため、本工事を履行できるの
は当該設備の主要構成機器の設計・製作・据付を実施した関西機設株式会社以
外にその能力を有するものがないため、同社より見積りを徴取することとし、
その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第
1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものとする。

なお、本件は上述のとおり「特定のものでなければ履行できないもの」であ
ることから、大阪府財務規則第62条関係第2項第1号の規定により比較見積り
の徴取を省略するものとする。